



徳島県交通遺児育成会

あなたの夢のチカラに...

奨学金や新生活支援金等の給付を通して、交通遺児の皆さんに就学の支援を行っています。



◎徳島県交通遺児育成会とは、保護者が交通事故で死亡、若しくは、重度の後遺障害を負った場合、その児童及び生徒が心身ともに健やかに育成されることを願い、昭和44年8月1日に設立された団体です。
徳島県知事を会長に、現在県下90を超える団体が加盟しており、この会員からの分担金等の他、御理解いただいた皆様からの寄附金を浄財とし、交通遺児の皆様をサポートさせていただいております。

※詳しくは、**県庁内の徳島県交通遺児育成会事務局 (☎088-621-2287) まで御連絡ください。**

徳島県交通遺児育成会からのお知らせ

小学生・中学生・高校生等※1の保護者の皆様へ

徳島県交通遺児育成会では
交通遺児（保護者が交通事故で死亡もしくは重度の後遺障害※2）の
皆様に奨学金を給付し、就学を支援しています。

奨学金支給対象者

徳島県内に住所があり、小学校、中学校、高等学校等※1 に
在学している児童・生徒

支給額

一人につき
年額 180,000円（月額 15,000円）

※1 小学校入学から満18歳に達した日の属する学年が終わるまで（中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校を含む）

※2 自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級までのいずれかに該当する場合



その他に、「新生活支援金」・「年末プレゼント」・「優良児童・生徒表彰」等の事業もしています。

奨学金は返還の必要がありません

お問い合わせ・ご相談

徳島県交通遺児育成会

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県消費者くらし安全局消費者政策課内

TEL.088-621-2287 FAX.088-621-2979

※徳島県交通遺児育成会では、子どもたちをサポートして下さる団体を募集しています。

※個人・団体の皆様からの寄附を受付けております。御協力をお願いいたします。

●県では、犯罪被害遺児（故意の犯罪行為により、父母等が死亡、又は父母等に重度の障害が残ったお子さん）に対する支援も行っています。詳しくは、県消費者政策課までお問い合わせください。